

## 令和5年度 第1回吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会 議事録

### 1 日時

令和5年4月18日（火） 午後1時30分～午後2時30分

### 2 場所

吹田さんくす3番館 4階 教育委員室

### 3 出席委員

吹田市PTA協議会代表者

公認会計士

吹田市立小学校長

吹田市立小学校栄養教諭

### 4 次第

- (1) 委員紹介
- (2) 吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則について
- (3) 委員長・副委員長選出
- (4) 小学校給食調理等業務委託事業の導入経過と進行状況について
- (5) 吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書（案）について
- (6) 令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領（案）について
- (7) 令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領（案）について
- (8) 最優秀提案事業者の決定方法について
- (9) プロポーザル実施方法について
- (10) その他

### 5 議事概要

以下のとおり

○事務局 (委員紹介)

○事務局 (吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則について説明)

○事務局 委員長及び副委員長の選出をお願いします。吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則第4条第1項の規定により、委員長は委員の互選により定めることとなる。

○委員 吹田市立小学校校長に委員長をお願いしたい。

○事務局 吹田市立小学校校長をお願いしたいとの意見があるが、いかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、吹田市立小学校校長に委員長をお願いします。

○事務局 続いて、同選定委員会規則第4条第2項の規定により、副委員長は委員長が指名することとなっているので、委員長に副委員長を指名していただきたい。

○委員長 公認会計士に副委員長をお願いします。

○事務局 委員長、副委員長が選出されたので、ここからの進行は委員長をお願いします。

○委員長 それでは議事を進めさせていただく。

○事務局 この選定委員会の議事録の公表について、昨年度は吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従い、契約交渉の相手方を決定し、契約を締結した後、選定事業者名並びに提案金額や事業者の名称、評価点、選定委員会の役職名を公表した。評価点及び事業者名の公表は選定事業者以外の事業者名については非公表とした。今年度も同様としてよいか。

○委員長 ただ今の事務局の説明のとおり、公表の方法については昨年度と同様ということではよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

公表については昨年度と同様に、市のホームページにて公表し、議事録は発言者を匿名として公表する。また、事業者名については、選定された事業者は公表するが、選定されなかった事業者名は非公表とし、得点等は匿名として公表することとする。

○**事務局** 当選定委員会の会議を公開とするか非公開とするかについて、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」の第9「会議の公開」で審議会等の会議は原則として公開するものとされているが、「吹田市情報公開条例第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うとき」は公開しないことができるものとされている。当選定委員会の会議は、吹田市情報公開条例第7条第2号から第4号までに掲げる情報を取り扱うため、非公開としてよいか。

○**委員長** ただ今の事務局の説明のとおり当選定委員会の会議を非公開としてよいか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、当選定委員会の会議を非公開とする。

○**委員長** 小学校給食調理等業務委託事業導入経過と進行状況について、事務局に説明を求める。

○**事務局** 平成23年度に開催された本市の事業見直し会議とそれを受けて策定されたアウトソーシング推進計画において、市の事業の中で民間事業者の活力をお借りしてできる部分については業務委託の導入を推進するという方向性が示され、小学校給食調理等業務についても、委託を推進するという政策決定がなされた。それを受けて、平成24年8月に吹田市立豊津第一小学校・藤白台小学校・千里たけみ小学校の3校の業務委託を開始し、その後も順次、業務委託を進め、現在は吹田市立小学校全36校のうち13校で業務委託を実施している。

本業務の内容は、食材料の受取及び管理、調理、食器具等の洗浄、施設設備の清掃、残菜及びゴミの処理等について民間事業者に委託するものであるが、委託後も自校単独調理・全校統一献立を維持し、食材料の一括購入管理、調理工程管理、衛生管理等については引き続き直営のときと同様に吹田市教育委員会の管理のもとに行っている。

委託導入当初には多少の混乱があったものの、これまで大きな事故等はなく、従来と変わりなく吹田市の給食を提供することができているものと考えている。直営から委託への変更を行った委託初年度には、各校の児童・保護者・学校教職員に対してアンケートを

行っているが、これまでのアンケート結果では、概ね好評をいただいております、以前と変わらず安心していただいているとの意見が大半であった。

今回は、7月末に契約期間が満了する千里第三小学校・東山田小学校・南山田小学校・藤白台小学校の4校の契約更新に合わせて、新規校2校の委託を開始しようとするものです。

○**委員長** ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

(発言なし)

吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書(案)について、事務局に説明を求める。

○**事務局** 今回はプロポーザルの対象校が6校あり、千里第三小学校、藤白台小学校、東山田小学校、南山田小学校、吹田東小学校、岸部第二小学校のそれぞれの仕様書を作成している。

仕様書の参考資料として、「参考資料3 衛生マニュアル」、「参考資料4 給食調理室における危機管理マニュアル」、「参考資料5 異物混入時の対応マニュアル(案)」

「参考資料6 小学校給食食物アレルギー対応の手引」を配付しているが、仕様書内ではそれぞれを別添①・②・③・④として示しているものである。

それでは、吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書(案)を説明する。

○**事務局** (吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書(案)の説明)

○**委員長** ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

○**委員** PTAが給食試食会を開催したいと申し出た際には事業者は必ず協力してもらえるのか。また、給食試食会はどこが主催で行うものなのか。

○**事務局** PTAが開催する給食試食会の協力について、積極的に協力させていただく。仕様書では必ず事業者が対応しないと書いているが、PTAから依頼があれば要望に応えるようにという内容になっている。

給食試食会の開催については、今回初めて委託を始める学校または今回違う事業者に代わった場合は教育委員会が主催して行うものである。給食開始前あるいは給食開始直後に保護者の皆様に事業者の紹介を兼ねて試食をしていただくものとなっている。

○委員 事業者が変わった後の初回は教育委員会が主催で給食試食会を行うということだが、そこから2、3年後に給食試食会を行うとしたらPTAが主催となるのか。

○事務局 PTAが主体で、事業者と教育委員会が協力することとなり、PTAと学校、教育委員会の三者で相談しながら進めていく。

○委員長 ほかに質問はないか。

(発言なし)

吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書(案)について承認してよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

吹田市小学校給食調理等業務委託仕様書(案)を承認する。

続いて、令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領(案)について、事務局に説明を求める。

○事務局 (令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領(案)の説明)

○委員長 ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

○副委員長 入札に参加する事業者がインボイスの登録事業者であるかを考慮するか。

○事務局 現時点で吹田市の契約検査室の規定ではインボイス制度を的確に行える事業者を選ばなければならないという条項が契約関係のマニュアルに入っていないので考慮していない。契約関係のマニュアルに入ってくるようであれば加味させていただく。

○委員長 ほかに質問はないか。

(発言なし)

令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領(案)を承認してよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領(案)を承認

する。

それでは、次の令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領（案）について、事務局に説明を求める。

○事務局 （令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領（案）の説明）

○委員長 ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

（発言なし）

令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領（案）を承認してよいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

令和5年度吹田市小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル参加者募集要領（案）を承認する。

続いて、最優秀提案事業者の決定方法について、説明を求める。

○事務局 （最優秀提案事業者の決定方法についての説明）

○委員長 ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

（発言なし）

続いて、プロポーザルの実施方法について、事務局に説明を求める。

○事務局 各事業者から提出された書類一式と資料8「評価基準書」及び資料9「最終選考採点表」を後日、各委員に配付する。プロポーザル当日までに提案書等に目を通してもらい、事業者の独自評価をしてもらう。評価基準書については1事業者につき1枚、採点表については委員1人につき1枚用意しているので、事業者からの提案説明を受けた上で、その点数を採点表に項目ごとに転記する。評価の基準に関しては、プロポーザル当日に事務局より評価の基準を記載した書類を配付する。

評価基準書の「職員配置」については、委員により点数の差が生じる項目ではないため、事務局であらかじめ整理し点数化したものを各委員に示すので、それを参考にして点数をつけて頂く。

○**委員長** ただ今の事務局の説明に対して質問はあるか。

○**委員** 評価基準書の職員配置の⑤アレルギー除去食対応等個別対応の人員については委員が採点するのか。

○**事務局** 委員が採点する。何か特定の資格を持たないといけないといったことを仕様書に記載していないので、アレルギー除去食に対する事業者の認識・重要度も含め、評価基準になると考えている。

○**委員長** ほかに質問はないか。

(発言なし)

全体を通して質問はあるか。

(発言なし)

議事が終了したので、吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会を終了する。